

二宮町図書館雑誌スポンサー制度広告掲載要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、二宮町図書館（以下「図書館」という。）の雑誌スポンサー制度による雑誌及び雑誌架（以下「雑誌等」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載方法等)

第2条 図書館に雑誌を提供しようとする者（以下「スポンサー」という。）は雑誌の購入費用を負担し、図書館の雑誌コーナーに配架できるようにする。

2 スポンサーは、提供雑誌の最新号雑誌カバー、バックナンバー雑誌の表紙及び雑誌架にスポンサーの名称と提供された旨の広告を掲載できる。

(スポンサーの要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーになることができない。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続き中である場合
- (2) 町の入札参加資格において指名停止措置を受けている場合
- (3) 二宮町暴力団排除条例（平成23年二宮町条例第21号。以下「町条例」という。）第2条第2号から第5号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等に該当すると認められる場合
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項及び第2項に違反したと認められる場合
- (5) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる場合、又はスポンサーの支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる場合
- (6) 町税を滞納している場合
- (7) 第4条に掲げる内容に該当する広告を掲載しようとする場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当でないと認める場合

(広告の内容)

第4条 雑誌等に掲載することができる広告の内容は、公共性、公益性を損なうおそれがないもので、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの

- (2) 政治的活動または宗教活動に関するもの
 - (3) 求人広告に関するもの
 - (4) 個人または団体の意見または名刺を表したものの
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に係るもの及びこれに類するもの
 - (6) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条の適用を受ける業種であるもの
 - (7) 町条例第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等に該当するもの
 - (8) 暴力団員等と密接な関係を有するもの
 - (9) 県条例第 23 条第 1 項及び第 2 項に違反するもの
 - (10) 人権を侵害するおそれのあるもの
 - (11) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
 - (12) 学校教育及び塾、予備校等に関するもの
 - (13) 販売期間等の期日及び金額、価格等の表示に関するもの
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるもの
- (スポンサーの優先順位)

第 5 条 スポンサーの優先順位は、次の各号の順位とする。この場合において、第 1 号中における順位にあつては、同号に掲げる順位とし、同順位に複数のスポンサー申込みがある場合は、雑誌の提供期間が長いスポンサーを優先するものとし、雑誌の提供期間が同一の場合は、申込み順位により決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
 - (2) 私企業のうち公共性の高い私企業に係る広告
 - (3) 私企業のうち町内に事業所等を有する私企業に係る広告
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めたものに係る広告
- (広告の規格等)

第 6 条 広告の規格等については、別紙「二宮町図書館雑誌スポンサー制度広告掲載仕様書」に定める。

2 雑誌の配架位置については、教育委員会が指定する。

3 広告の掲載期間については、雑誌の提供期間と同様とする。なお、その期間は、スポンサー決定から当該年度末までとする。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに、教育委員会またはスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(スポンサーの募集)

第 7 条 スポンサーの募集は、広報にのみや、町ホームページ、図書館ホームページ等を使用して行うものとする。

(申込手続等)

第8条 スポンサーの申込みをしようとする者は、二宮町図書館雑誌スポンサー制度広告掲載申込書（第1号様式）に広告案を添付（以下「申込書等」という。）して教育委員会に提出するものとする。

2 申込者は、提供しようとする雑誌を、教育委員会が作成した最新の「雑誌リスト」から選択する。ただし、「雑誌リスト」以外の雑誌についてスポンサーとなる希望がある場合は、教育委員会と協議することができる。

3 教育委員会は、申込書等が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を二宮町図書館雑誌スポンサー制度広告掲載決定通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。なお、スポンサーを決定されたものは、提供する雑誌に掲載する当該広告の内容に関する全ての責任を負うものとし、広告の掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの責任において解決する。

（広告内容の修正等）

第9条 教育委員会は、前条第3項に規定する広告案の審査の結果、当該審査に係る広告に修正すべき箇所がある場合は、その修正をスポンサーに求めることができる。

（雑誌の納入方法等）

第10条 教育委員会に提供する雑誌は、スポンサーと教育委員会で協議の上、書店等が図書館に納入する。なお、別冊については提供の義務はないものとする。

2 前項の書店等は、雑誌の発売日に図書館に納入可能な書店等とする。

3 図書館へ納入する雑誌の代金は、スポンサーが全額負担し、書店等に直接支払う。

（広告掲載の停止）

第11条 教育委員会は、業務上の支障、その他特に必要があると認められるときは、スポンサーと協議の上、一時的に広告を不可視の状態にすることができる。この場合において、雑誌の提供費用の還付又は補償は行わない。

（雑誌の休刊等による変更）

第12条 提供雑誌が廃刊又は休刊となった場合は、教育委員会とスポンサーは協議の上、別の雑誌に提供を切り替える。

（広告掲載の取消し）

第13条 教育委員会は、次の各号に該当するときは、第8条第3項のスポンサーの決定を取り消すことができる。

(1) スポンサーから雑誌の提供の取消しの申し入れがあったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき

（雑誌の所有権）

第14条 この制度により提供された雑誌の所有権は、二宮町に帰属する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条 スポンサーは、広告の掲載に関連して、県条例第2条第3号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく教育委員会に報告し、事後

対策について協議するとともに、所轄の警察署に通報し、被害を受けた場合は被害届を提出しなければならない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

二宮町図書館雑誌スポンサー制度広告掲載申込書

二宮町教育委員会 殿 (申込者) 住所 (事務所の所在地) _____ 氏名 (法人名称・代表者名) _____ 電話番号 二宮町図書館雑誌スポンサー制度広告掲載要綱に基づき、次のとおり申し込みます。	年 月 日
---	--

雑誌名 (5誌以上希望する場合は別添としてください。)	広告掲載希望開始日 (開始号)
	年 月 日 ~ (年 月 日号 ~)
	年 月 日 ~ (年 月 日号 ~)
	年 月 日 ~ (年 月 日号 ~)
	年 月 日 ~ (年 月 日号 ~)
	年 月 日 ~ (年 月 日号 ~)
法人等団体の概要	※当該団体の概要を記載した書類を添付することでも可

広告掲載期間は、雑誌の提供期間と同じです。なお、提供期間は広告掲載決定から当該年度末までです。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、教育委員会またはスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続します。

(連絡先) 担当者名

電話番号

FAX番号

第2号様式（第8条関係）

二宮町図書館雑誌スポンサー制度広告掲載決定通知書

年 月 日	
殿	
二宮町教育委員会 印	
年 月 日付けで申込のありました広告の掲載については、二宮町図書館雑誌スポンサー制度広告掲載要綱に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。	
雑誌名	広告掲載開始日（開始号） 年 月 日 ～ （ 年 月 日号 ～）
	年 月 日 ～ （ 年 月 日号 ～）
	年 月 日 ～ （ 年 月 日号 ～）
	年 月 日 ～ （ 年 月 日号 ～）
	年 月 日 ～ （ 年 月 日号 ～）
	年 月 日 ～ （ 年 月 日号 ～）
掲載に係る条件	広告掲載期間は、雑誌の提供期間と同じです。なお、提供期間は広告掲載決定から当該年度末までです。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、教育委員会またはスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続します。
掲載しない理由	
備 考	